

第10回山口県人権施策推進審議会会議録

注1) 委員等の紹介部分は省略しました。

注2) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：平成27年7月22日(水) 午後3時から午後4時30分まで

○開催場所：県庁共用第4会議室（本館棟4階）

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまより「第10回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

まず、配付資料について、ご確認をお願いします。配付資料を一覧にしておりますので、不足等があればお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長がご挨拶を申し上げます。

環境生活 皆さん、こんにちは。今日は、皆様方、大変お忙しい中、また、お足元の悪部長 中、第10回の審議会にご出席いただきありがとうございます。

そして、このたび皆様には、委員にご就任いただき、重ねて御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

県では、「山口県人権推進指針」に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、様々な施策を総合的に推進しております。

今後とも、人権の尊重を基本理念としまして、邁進してまいりたいと思っております。

本日は、お示しの次第に基づきまして、御審議をいただくわけですが、どうか、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、ここで、本日の審議会の成立状況についてご報告を申し上げます。

17名の委員中、15名の委員がご出席で、委員の過半数を超えております。

したがって、当審議会規則第5条の規定に基づきまして、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、改選後、はじめての会議でございますので、委員の皆様方を名簿にしたがって、ご紹介申し上げたいと思っております。

(委員紹介)

事務局 引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事務局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した幹事の課長でございます。

また、本日はその他、議題に関係する課の職員も出席をしております。

氏名はお手元に配付しております出席者名簿のとおりですので、時間の関係上、紹介は省略をさせていただきます。

それでは、議題の審議に先立ちまして、皆様方にご了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。

したがいまして、審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真を撮らせていただきたいと思いますと思いますが、ご了承をお願いします。

事務局 それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条の規定によりまして、議事は会長であります議長が進行することとなっております。

しかしながら、本日は、委員改選後、初めての審議会であり、会長が選任されておられませんので、会長の選任につきましては、事務局の方で議事を進行させていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

会長につきましては、審議会規則第4条の規定によりまして、委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦がありましたらお願いをいたします。

高木委員 事務局に案があればそれでいいのではないかと思います。

事務局 事務局案があればということでしたが、事務局としては、高田委員さんに会長をお願いしてはいかがかと考えております。

事務局 ただいま事務局案として、高田委員さんに会長をとの提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 皆様のご賛同をいただきましたので、会長は高田委員さんをお願いすることに決定いたしました。

なお、先ほど申し上げましたとおり、会議の議長は、会長が務めることとなっております。

高田会長さんには、議長席へ移動いただき、今後の議事進行についてよろしく申し上げます。

議長 会長への就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方の御賛同をいただきまして、当審議会の会長を引き受けることとなりました、高田（こうだ）と申します。よろしく申し上げます。

不慣れではありますが、円滑な議事運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りますが、会議の終了時刻は午後4時30分の予定となっておりますので、御協力をお願いします。

まず、議題1のうち副会長の選任についてお諮りします。副会長は、委員の互選により決めることとされていますが、どなたか御推薦がありましたらお願いします。

岡山委員 私は、以前、山口県の健康福祉部長をしておられ、現在は仁保病院のお医者さんをしておられる、今村さんがよろしいのではないかと思います、如何でしょうか。

議長 ただいま、今村委員さんを御推薦いただきましたが、如何でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、副会長は今村委員さんをお願いすることに決定いたしました。

それでは、今村副会長さんから、御挨拶をお願いします。

今村委員 皆様のご推薦をいただき、大変難しい仕事だとは思いますが、お引き受けしたいと思っております。

まずは、会長のお役に立てるように、そして、皆様の意見がきちんとまとまるように、可能な限り仕事をしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議題2の「山口県人権推進指針」周知の取組状況について、事務局から説明をお願いします。

人権対策 本日の議題2の「指針周知の取組状況について」ご説明申し上げます。

室次長 お手元の議題資料の1ページ、資料1をご覧ください。

この資料は、平成24年3月に「指針」を改定した後の、「指針」の周知に係る取組状況をまとめたものです。

まず、「現状認識」ですが、1つ目の○に書いてありますように、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業などが、「指針」の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者として、自主的な取組を行う必要があると考えております。

このため、2つ目の○に書いてありますように、県では、平成24年度から26年度までの3年間、集中的に「指針」の周知に取り組んできたところであります。

また、「県政世論調査」における「指針」の周知度、「指針」を御存知ですかという質問に対するものですが、この結果につきましては、24年度は17.1%、26年度は15.8%でした。

なお、26年度の「県政世論調査」につきましては、その抜粋を配付資料（一覧の8）としてお配りしております。

それでは、議題資料の1ページに戻っていただきまして、その下の「取組状況」では、配付や広報、人権研修ごとに3年間の概要を記載しております。

では、その概要を御説明申し上げます。

まず、1の「指針の配付」です。

「指針」については、市町や、学校、社会福祉施設、商工会議所などの民間団体、それから、市町の実施する研修会や啓発行事において配付するとともに、全教職員へも配布しております。

また、配付資料（一覧の11）としてお配りしておりますが、山口労働局作成の「従業員採用のしおり」にも、38ページ以下に「指針」が掲載されております。

この「従業員採用のしおり」については、山口労働局によって関係機関へ配布されております。

これらを合計した、冊子53,800冊、概要版77,900部を配付しております。

また、2の「広報」にありますとおり、啓発ポスターやラジオ、それから、テレビスポット広告などにより、「指針」のキーワード「自由」「平等」「生命」の普及に努めているところであります。

テレビスポットは、民放3社に、各社年間36回、ラジオスポットは、民放2社に、各社104回流しております。

3の「人権研修の実施」では、まず、24年度に、公共職業安定所長会議において、「指針」の説明を行ったり、25年度には、新規学校卒業者を対象とした、各ハローワーク主催の求人説明会の場をお借りしまして、参加企業の担当者へ「指針」の説明を行っております。

2ページになりますが、民間団体や事業所に出向いて「指針」の説明を重点とした人権研修を実施しましたほか、市町職員、人権擁護委員、教職員、社会教育関係者の方々などにも実施しているところです。

以上が概要の説明になりますが、項目3の「人権研修の実施」状況につきましては、別添資料に詳細を載せております。

1ページから6ページまでが26年度になります。

また、7ページから11ページまでが25年度、12ページから16ページまでが24年度の状況になります。

この一覧表につきましては、最初に業界団体や教育・啓発組織などの状況、その次に、学校教育、社会教育の順で掲載をさせていただいております。

また、人権対策室と人権教育課で主に実施した「指針」の周知に関する研修について、区分ごとに、講座名や参加人数、テーマ等を整理したものです。

次に、議題資料の方に戻っていただきまして、2ページ下の「今後の対応」にありますように、県としては、引き続き、県政出前トークによる周知など、様々な機会を捉えまして、「指針」の周知に一層取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様方の御意見を、お聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

只今、事務局から「山口県人権推進指針」周知の取組状況について御説明をいただきました。

各委員の皆様方の御意見を申し上げます。

山本正美 委員 わからないので教えていただきたいのですが、1の「指針」の周知度、「県政世論調査」で、24年度は17.1%、26年度は15.8%であったとのことですが、25年度はどうであったのか、わかれば教えていただきたい。

そして、25年度の分を含めて、全体的には県としてどのように評価しておられるのかお伺いしたいと思います。

それから、その取組状況で、これも24年度から26年度をトータルで数字を表しておられるんですけども、例えば3の「人権研修の実施状況」でいきますと、24、25、26とそれぞれ年度ごとにされておられますので、24年度から3年間でトータル、例えば1の「指針」の配布状況が53,800となっておりますけれども……。

先ほど説明がありましたように、例えば「従業員採用のしおり」は毎年作られているんですよ。そうすると、3年間でこの数字なのか、それとも、年度ごとの数字を掲載されておられるのか、この区分がよくわからないのです。

24から26を3年で括られるという。その内訳をお示しいただけたらと思います。

議長 ありがとうございます。
事務局より御説明をお願いします。

人権対策 まず、1番目の25年度の「指針」の周知度ですが、調査項目に挙がって
室次長 なかったため数字がないということです。

それから、24年度から26年度にかけて、「指針」の周知度が落ちている
ことについての評価ですが、確かに数字が落ちてきております。我々も「指針」
の周知に取り組んできたわけでありましたが、そのことがなかなか数字につな
がらなかったのだと思っております。

3年間集中的に取り組んできたわけですが、この結果を踏まえて、今後も引
き続き「指針」の周知に取り組んでいきたいと考えております。

それから24年度から26年度の取組状況ということで、「指針」の配布で
あったり、「従業員採用のしおり」の配布の数字ということであります。

まず、「従業員採用のしおり」の配布状況ですが、これは、労働局で、配布
した会社の関係で変動はあるのですが、毎年約4,400冊を3年間で13,
200冊配布したとのこととあります。

もう少し正確に申し上げますと、24年度が4,500冊、25年度と26
年度がそれぞれ4,350冊と伺っております。

一番上の、市町、市町教育委員会への周知の関係ですが、冊子の配布数が4,
200冊とありますが、これについては、24年度が3,150冊、25年度
が450冊、26年度が600冊となっております。

概要版については、24年度が4,300部、25年度が300部、26年
度が150部となっております。

それから、学校、社会福祉施設等への冊子の配布ですが、24年度が7,9
00冊、25年度が5,700冊、26年度が2,800冊となっております。

概要版につきましては、24年度が21,800部、25年度が10,00
0部、26年度が6,650部となっております。

それから、全教職員への配布については、24年度に冊子を19,000冊
ほど配っております。

次に、市町の研修会、啓発行事ですが、24年度が冊子は600冊、25年
度は350冊、26年度は50冊です。

概要版のほうは、24年度が14,100部、25年度が10,400部、
26年度が10,200部となっております。

以上です。

人権対策 1点ほど補足をさせていただきます。周知度が落ちている関係でござ
室長 います。先ほどの説明の中で、県政世論調査の報告等をお示ししました。

この調査の中で、県民の方が主に「指針」を知ったのはどういうものかとい
う問いが最後のところにあります。

回答した方が「指針」を何でお知りになりましたかの問いに対する回答は、

「縣市町の広報誌」が64パーセントで圧倒的でした。

おそらく、「指針」を作成し紹介をして間もなく世論調査のアンケートが行われたため、認知度が高かったのではないかと思料され、その後の周知の努力が少し足りていないというのが実態ではなかろうかと考えているところです。

以上です。

議長 ありがとうございます。
山本委員さん、何かございますか。

山本正美委員 手元に資料があるのなら、配布資料に示してもらえたらよくわかったと思う。機会があれば年度ごとの数字を一覧に示してもらえませんか。お願いします。

人権対策室次長 山本委員のおっしゃるとおり、お手元にお示しできずに申し訳ありませんでした。
後日、数字を一覧にした資料をお配りしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、後ほど、一覧にしたものをお配りいただきたいということでよろしくをお願いします。
その他に御意見はございませんか。

高木委員 関連ですが、27ページに記載がございました、「指針」の認知状況について、「知らない」が78.6%であるというのは、どうとらえたらよいのでしょうか。
県民の約8割の方が知らないということであったのなら、問題なのではないかと思えます。
そのとらえ方についてどのように事務局はお考えなのか、また、今後、どう対応していかれるのか、何か案がありましたら教えてください。

議長 ありがとうございます。
では、事務局お願いします。

人権対策室長 「指針」の周知度が低いという問題での御指摘がございました。
まず、県の基本的なスタンスは「指針」の周知を通じて人権意識の啓発・研修を図っていききたいということで、これがツール、いわゆる一番大切な道具でございます。また、我々が目指すもの「理念」そのものでございます。
こうしたものの周知を図って、結果として人権が守られていくというのが一番良いのですが、人権自体の認知度は県民にもっと広く周知されているものと思っております。この「指針」については認知度が若干低いということで、引き続き努力が必要であるとの認識でございます。

議長 ありがとうございます。
よろしいですか。
では、山本委員さんお願いします。

山本正美 委員 その点、「指針」の周知度が24年度が17.1%で26年度が15.8%、25年度はどうかと聞いたら、ないということであったので、今、言われたように、これをどう見るかだと思います。

どのパーセント、どの域までなら十分県民に知れ渡ったのかという判断になるかと思う。

5人に1人ならいいのか、4人に1人ならもうちょっとだとの見方をするのか、それぞれの委員さんが皆お考えをお持ちだろうと思います。

ですから、確かに、数字的には下がったけれども、中身の問題もあるので、やはりその辺は、事務局としても数字が下がった、「ああこれは・・・」ということではなくて、やっぱりその中身を十分精査されるのと、どの程度なら県民に周知されたとの判断をされるのか、その辺だと思うので、ぜひこれは、委員さん同士で意見を出されてはどうでしょうか。

議長 山本委員から提案がございましたけれども、他の委員の方で御意見がございましたらお願いします。

金委員 やはり、この数字をどうとらえたらいいのかが気になっておまして、他の自治体と比較するというのが意味があるのかどうかはわかっておりませんが、他の自治体はどんな状況であって、もし、差があるとしたら広報の方法とか、どんな違いがあるのかということが、検討の際のヒントになるのではないかと思います。

その辺、ご存じであれば教えていただけたらと思います。

議長 他の自治体ということで、何か情報がありましたらお願いします。

人権対策 室次長 よその自治体の数値については、まとまったものを持っておりません。
中国地方では、鳥取県が山口県よりはるかに低い数字（手元にはありませんが）であるので、参考にするための問い合わせも行っていません。

また、今後、他県の「指針」周知度の数値がわかったら、周知度の高いところの広報の方法などを参考にしてみたいと思います。

議長 ありがとうございます。
その他の委員さんで御意見はございませんか。

山本正美 関連でいいですか。
委員

議長 どうぞ。

山本正美 県がご存じないなら、あれなんでしょうけど。山口県と同じ「指針」を全国
委員 の各県が作っているわけではないのです。内容もみな違うのです。

私は山口県の「指針」は全国的にも比較的素晴らしいと思っています。

それと同じようなものを、例えば、広島県に求めてみたり、あるいは、四国・九州・中国・全国に求めてみても、比較にならないと思います。それそのものが。

あります。それはあるんだけど、中身からしてどうなのかという評価の問題がありますから……。

それを考えると、他県に問い合わせても、おそらく山口県の「指針」とは比較にならないと私は思いますから、今、金さんが言われたような「それは……」というような、私は感想を持っています。

議長 金さん御意見があればどうぞ。

金委員 今回の御意見ありがとうございます。

私は、状況がわかっていなかったので質問をさせていただきましたが、今、県の広報というのはいろんな形があると思います。

山口県の「人権推進指針」がこれだけ素晴らしい中身であれば、それを県民の方に、更には外部の方にも、もっと知ってもらいたいと思いますので、そういった広報の観点からでも、他とどういう違いがあるのかとか、そういったものが、もしも何か見える形にできたなら、それも必要なかと思いました。

今のは感想です。

議長 ありがとうございます。

「指針」の周知度の高い県がありましたら、そういったところの広報活動等を参考にするというところで、情報がありましたらお願いしたいと思います。

議長 他に御意見ございませんでしょうか。

次の議題もありますので、議題2についてこれだけは言っておきたいということがありましたら。また後で、時間がありましたらお願いします。

議長 御意見をたくさんいただきありがとうございます。

各委員さんからいただきました意見を踏まえ、なお一層、効果的な周知に努めていただきたいと思います。

皆様、「指針」周知の取組については、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、議題3に移らせていただきます。

議題3の「指針」参考資料2に係る修正のうち、①人権関係年表（国際連合の取組）について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

人権対策 議題3の①人権関係年表（国連の取組）についてです。

室次長 ここで、この議題3の①と、次にお諮りします議題3の②（国内の取組）につきましては、前回の審議会で、年表などの改正につきまして、縷々、御意見をいただき、「時点修正等を行う場合には、審議会にお諮りするよう」との御意見をいただきまして、今回、改めて議題とさせていただいているところがあります。このため、これからお諮りします資料2（国連の取組の年表）や、資料3（国内の取組の年表）につきましては、前回の審議会で、既に説明しておりますところと、一部重複する部分がありますことを、了承いただきたいと思います。

では、お手元の議題資料3ページ、資料2、それと併せて、別添資料の17ページ、国際連合の取組を御覧ください。最近の「国連の取組」のうち、「指針」に追加掲載するものをお諮りするものです。

まず、「国際年」につきましては、過去にも掲載しておりますことから追加掲載し、それから、男女共同参画、子ども、人権教育といった国の人権施策等に関連しております項目について、追加して、掲載したいということで、お示ししております。

まず、「アフリカ系の人々のための国際年」についてであります。国連は、2011年を、「アフリカ系の人々のための国際年」としました。

次に、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関」についてであります。この機関は、従来ありましたジェンダー関係の国連の機関を統合して設立されたものです。

次に、「子どもの権利条約の通報手続きに関する選択議定書」についてであります。この選択議定書は、2000年に採択されました（b）及び（c）二つの選択議定書とともに、「子どもの権利条約」を補完するものになります。

最後に、「人権教育及び研修は、すべての人のあらゆる人権及び基本的自由の普遍的尊重と遵守を促進するための基礎である。」ということなどを主な内容とします「人権教育及び研修に関する国連宣言」も採択されております。

以上の4項目について、追加掲載をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方から説明がありました4点につきまして追加掲載とい

うことで御意見はございませんか。

何か御意見はありませんか。特に御意見がなければ、追加掲載につきまして、御了解をいただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、次に②の人権関係年表（国内の取組）について、事務局から御説明をお願いします。

人権対策 お手元の議題資料4ページ、5ページの資料3、それと併せて、別添資料の
室次長 18ページを御覧ください。最近の「国内の取組」のうち、「指針」に追加掲載するものをお諮りします。

平成24年3月に「指針」を改定した後に、子どもや障害者の人権に係る施策などで法令の制定や改正がありましたので、こうした項目について、年表への追加掲載をお諮りするものであります。

では、別添資料の方に、法律の制定や改正の概要、また、それに伴います、県の対応などについて、まとめておりますので、順次、説明させていただきます。

まず、「障害者虐待防止法」についてです。別添資料18ページの「障害者虐待防止法」で、この法律は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援のための措置を講ずるものとして、24年10月より、施行されています。県では、この法律に基づき、虐待の防止や相談対応のために、「障害者権利擁護センター」を同じく24年10月から設置・運営しております。また、研修会の開催や、普及啓発等を実施しております。

続いて、19ページの「障害者総合支援法」についてであります。この法律は、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」と名称変更されたものですが、25年度から、障害者の範囲に一定の難病患者を追加し、昨年度からは重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームをグループホームへ一元化すること、などが実施されています。

次に、20ページの「障害者雇用促進法」についてであります。25年の改正で、①雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や、障害者が職場で働くに当たっての、支障を改善するための措置を事業主に義務付けたり、②精神障害者を雇用義務の対象に加えること、さらには、③発達障害が精神障害に含まれることを明確化するなどの、改正が行われました。既に、一部施行されたものもありますが、県では、国の動向を踏まえ、山口労働局等の関係機関と連携し、企業等への周知を図っていくこととしております。

続いて、21ページの「いじめ防止対策推進法」についてであります。この法律は、児童生徒等の尊厳を保持するため、いじめ防止のための基本となる事項を定め、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としたも

のであります。県では、昨年2月に、「山口県いじめ防止基本方針」を策定しております。また、「いじめ問題対策協議会」などを設置しております。

次に、22ページの「DV防止法」の改正です。今回の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」を保護の対象として追加し、適用対象の範囲が拡大されました。県では、昨年1月、「県・市町の取組指針」を見直しております。

次に、23ページの「ストーカー規制法」の改正についてです。今回の改正では、規制の対象となる「つきまとい」（たとえば、待ち伏せや、連続電話等）の行為に、執拗なメールの送信を追加するなどの、措置が講じられました。県では、昨年度から、県営住宅への優先入居を可能にしております。

次に、24ページの「子どもの貧困対策推進法」についてであります。この法律は、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにしたものであります。県では、国の「大綱」を踏まえまして、「子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしております。

最後に、25ページの「障害者差別解消法」についてであります。この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会の実現に資することを目的としたものであります。行政機関や事業者に対し、障害を理由とする差別的取扱いの禁止を定め、また、行政機関には社会的障壁を除去するための、合理的配慮を義務付けることとしました。また、差別を解消するための支援措置についても規定しております。県では、国の動向を注視しながら、啓発活動のための体制整備など、来年度からの施行に向けた準備を進めているところであります。

以上の8項目について、追加掲載をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま、8項目につきまして、説明の方をいただきましたが、各専門の委員さんでございまして、是非御意見ををお願いしたいと思います。

岡山委員さんお願いします。

岡山委員 「山口県人権推進指針」の20ページです。一番上に「就労・自立・社会参加の促進」で「障害者就業・生活支援センターを中心とした労働、福祉、教育等の関係機関のネットワークを強化し、就労支援に努めます。」とあります。

私共の法人では、生活支援センター、「ナカボツ」とっておりますけど、昨年は、10人まで1年間に就職させてくださいって言われていたんですが、60人もの障害のある人を就職させることができました。

今、すごく門戸が開いているんですが、その会社に合う人がいない。障害を持っている人、精神障害者の方たち、能力はあるんですけど、その日の気分で

行かなかったりすることが多くてですね。会社側としては、休まず来てくれる、仕事ができる、できないよりも休まず来てくれる人がほしいということで、就労継続がずっと続いているのは知的障害の人が多いわけですけど、去年は60人もの人を就職させたということは、本当に嬉しいことだと思っております。

生活の支援というものが、必ずセットで付いていかないと難しいものですから、「ナカポツセンター」という素晴らしい制度があって、着々とできて、就労の方が進んでいると実感しております。

議長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。
60名の方々が就労されたということで、この間につきまして、いろいろな取組がなされたということだろうと思います。
その他に御意見がありましたら、どの項目でも結構ですので、では、高木委員さんお願いします。

高木委員 18ページの「分野別施策の推進」に関わる法律の制定・改正状況についてですが、県の対応について教えていただきたい。
先日、下関の施設で事件がございました。あれを見ても、やはり関係しているのだろうと思うのですが、県障害者権利擁護センターの設置・運営というのがございますが、これがどこにあるのか、私には、分かりませんので、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
手を挙げていただいている方どうぞ。

障害者支援課長 「障害者権利擁護センター」ですが、これは、(山口市)大手町の社会福祉会館の中にある、社会福祉士会に委託して実施しています。
基本的には、障害者虐待に関する相談について受け付けたり、また市町の方で、例えば、養護者からの虐待があったとか、障害者施設での虐待があった時には、市町の方に通報があるわけですが、その通報を受けて、市町の方で虐待認定に当たる時に、例えば、専門的な部分で分からないとか、認定の仕方が難しいとかいう時には、障害者権利擁護センターの方に、社会福祉士や弁護士を委託しておりますので、そういう方が市町の方に参りまして、虐待の認定の仕方とかについて指導することもしております。

議長 ありがとうございます。担当の方からご説明いただきました。

高木委員 内容的には良くわかりました。
少し教えていただきたいのが、直近の26年でも良いので、どれくらいの相談件数があったのか、分かれば教えていただきたい。

障害者支援課長 障害者権利擁護センターは、平成24年10月に設置しておりますので、平成24年は半年ですが、相談件数は16件、平成25年度は12件、平成26年度は8件程相談を受けております。

議長 御説明いただきましてありがとうございます。
その他の項目につきまして、どうぞ御意見を。岡山委員さん。

岡山委員 この間の虐待の事件ですね。私たち同じ福祉施設として、同じように山口県はそのように見られました。

この間東京で施設長大会があったのですが、冒頭から「山口県は……」ということですね、本当に恥ずかしい思いをしました。

よその県から見れば、1つの施設ではなくて、山口県全体が、そういう資質で許されているというような見方をされますので、本当に私は残念だなと思っております。

市役所に相談に行ったということでしたけど、私は、あの事件を見て、市の対応が一番まずかったのではないかと。

私共の施設にもし来てくれれば、利用者さん呼んでですね。そういう人に聞けばすぐ分かることなんですね。職員さんにも良心がある人たくさんいますので、一人一人聞けばもっと早い解決ができたのではないかなと思っています。

全国から山口県はあれが許されている施設と見られていることで、本当に恥ずかしい思いをしました。

私、まとめて話せばいいんですけど。

先程就職者が60人もいることに喜びましたけど、継続ですね、就労はさせるんですけど、継続はすごく難しいです。

継続させるためのサービスを何か考えていただきたい。こういう場で言うとおかないと、山口市の福祉計画当たりでも話すんですけど、一向に進みません。

私たち、一生懸命、経験させて、10人の就職者を園から出しました。でも、土日がお休みということがあまりないんです。スーパーのお野菜を量ったりとか、お掃除とか、そういった仕事ですので、平日が休みなんです。そうすると、行く所がない。パチンコに行って一日で40万使ったとか。

だから、お休みの日は就職している人も私たちの施設に来るよというところで。就職させて頑張れば頑張るほど人が増えて、給食の数がいくらでもいるということになって、今、90何人分を2人の食堂の先生で作っている状況ですけど……。

就職させた施設に食事の提供加算とか、そのくらいは付けてほしいな、そうすれば、パートさんが、雇えるのと思うんですけど。

継続させるには、それなりの福祉施設が、応援していく、見守っていくということが、この人たちには生涯に渡って必要になるのではないかなと感じております。

議長 ありがとうございます。現場の大変貴重な意見を聞かせてもらいました。是非、そういう継続についての様々な施策（支援）があれば、非常に良いのではないかと思います。

山本正美 障害者の問題もそうですが、私も先ほどから聞いていて、いつ言おうかなと委員 思っていました。私も下関ですから。

障害者の福祉関係施設は山口県沢山ありますね。ものすごい量です。先程の県の「指針」の周知度の関係でいきますと、ざっと見させていただいたんですが、こういう所にこの「指針」が行っているのかなと。ほとんど行ってないんじゃないかという気がします。そういう意味では、あれだけ全国で有名になった所ですから、「指針」がそういう所ですら行ってないということは、どうだろうか。

特に国連の関係でいきますと、障害者の権利条約に関する条約ができたりと、2006年ですか。その後、国内法の整理で、今言われたような、それぞれの国が法律を作ってきているんですけど、県もそれについて対応しますということになっているんですけど、それがどこまで周知されているのだろうか。

条約が発効されて、しかも、去年ですか、実際に入ってきたのは。そしたら確かに「指針」の中で、追加して入れていきたいというのは分かるんですけど、やはりもっと実効性のあるものでないと。

県の対応はそれぞれ大変だと思うんですけど、「指針」ですらそうですから、それぞれの障害者であれ、女性であれ、何であれ、実効性のある対策にしていただかないと。要するに法令が付け加えられたから入れますよというだけでは、まずいんじゃないかなと。やはり「指針」の観点から物事を見ていくべきではないかと思います。

議長 ありがとうございます。
事務局の方で何かご意見があれば。

人権対策 まず、障害者の福祉施設に「指針」が配布されているかいないかについて、室次長 お答えしたいと思います。これは先ほど見ていただきました、議題資料の1ページにあります、取組状況1の「指針の配布」、上の方の表の2段目に、学校・社会福祉施設への配布ということで、これは「指針」を改定しました24年にすべての障害者福祉施設含め社会福祉施設の方に配布させていただいております。

ただ、下関の施設の事については、非常に残念で、「指針」が配られてはいるけど活かされてはいないことは、残念だなと思っております。

人権対策 付け加えて、「指針」に盛り込む法律の施行等について、県が具体的にしっかり取り組んでいかなければいけないのではないかという御指摘があります。

御指摘のとおりでございます。年表に加えたということは、県の課題として

捉えて県の各所管課がこういう取組をしているということ、この場でお示しして、また、県としてしっかり取り組んでいきたいという意思表示でもありますので、是非御理解をいただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。色んな意見をいただいておりますが、別添資料の3の8項目につきまして、何か御意見ありませんでしょうか。追加掲載について何か御意見ありましたら。特に意見がなければ追加掲載するという事で御理解いただいたということで。

ありがとうございます。

次の議題としまして、③委員名簿について、事務局から説明をお願いします。

人権対策室次長 お手元の議題資料6ページ、7ページの資料4をご覧ください。資料の下に、47ページ、48ページとありますのは、「指針」冊子のページを示しております。この、47ページ、48ページの審議会委員名簿について、追加・変更等を、アンダーラインで示しておりますように、させていただきたく、お諮りするものであります。なお、退任された委員の方の役職名は、当時のものとなっております。よろしくお願いします。

議長 御意見がありましたらお願いしたいと思います。委員名簿を見ていただきまして。

人権対策室長 1点よろしいでしょうか。

先ほど、会議が始まる前に、ある委員の方から、備考の所の年月日が空欄になっているのはどういうことか、という話がありましたので、その時にもお話ししたんですけど、人権施策推進審議会ができてからずっと、今現在までいらっしゃる委員さんにつきましては、開始年月日も含めて書いておりませんので、空欄になっております。以上です。

議長 備考の空欄について御説明がありました。

その他、名簿を見ていただきまして、何かお気づき等ありましたらお願いしたいと思います。氏名あるいは役職名、備考につきまして特に意見はありませんでしょうか。

では、名簿はこのままでよろしいでしょうか。

皆様には、「指針」参考資料に関わり意見をいただきましたが、何かここでもう一度言うことがありましたら。お気づき、思い出したことがありましたら。

船崎委員 直接今日の議題にあまり関わりはないんですけど……。

私、午前中は長門市におりました。長門の方で教頭先生、校長先生、それから各教員の皆様方、萩・阿武の教頭先生、校長先生もお見えになっていらっしゃって、学校教育の皆様が研修会をされていました。私は、地域と学校との連

携共同というテーマでお話しさせていただいて、ちょっとワークをやったんですが……。

その後、午後からの部で兵庫教育大の新井先生がお見えでした。いじめアドバイザーという立場で、いじめについて色んな事例を含めたお話しをされるということで……。

私は、すごく聞きたかった、と思ったんですけど……。

そういった市町の学校教育現場で、色々な取組が行われていて、そういったことでお互いの学び合いとか、早くいじめのことに気づくアンテナを高くしようという取組を独自にされていまして、素晴らしい活動だと思いました。

たまたま今日でしたので、御報告という形で御紹介させていただきます。

議長 ありがとうございます。貴重な御報告をいただきました。

「いじめ防止対策推進法」ですが、私、この法律のガイドラインの委員を務めておりまして、非常に思い入れもあるんですが……。

この前ありました、岩手県の男の子の自殺もありまして、いじめ防止対策推進法が機能していないのかと、自分自身でショックを受けております。

法律ができて、それを運用する人たち、理解していただく人たち、それから何度も出ておりますが、周知に関して、どんなに素晴らしいものができて、それを知っていただけて、皆さんに守っていただかないと意味がないなあとということ。

今年も、いじめ対策協議会の委員になっておりまして、どのように運用されているかを検証していくんですけど、この前の事件ではされていないんじゃないかと、委員として非常にショックを受けておりました。

先ほどいただきましたように、各市町村なり、色んなところでそういう対策はしておられますので、ぜひ有効な方法がありましたら、情報交換してネットワークの中で流していただけるといいなと思いました。

その他意見ございませんか。

山本委員どうぞ。

山本正美 委員 県の「指針」と直接関わるかどうか分からないですけど、2点程紹介したいと思います。

既に岩国市については、県の方でも把握されていますが、今年の3月に、「岩国市人権教育啓発推進指針」というのを策定されています。できれば参考に委員の皆さんに配られたらどうかなという思いです。

ただ私は、中身に関しては良いとは思っていません。意見を言いましたけど。なかなか良い意見を取り上げていただけなかったのもありますし。せっかく作られたんですけど、岩国の市民にどれだけ徹底するんですかと言ってもなかなかいい返事がない。ですから、これはもし参考になれば取り寄せられたらどうかなと。あまり評価はしません、私は。

それから、県もこの「指針」を策定し、県民意識調査をされました。そして、山口県光市ですが、その後「指針」を策定されました。

実は今日、7月22日に光市役所で光市の「人権推進指針」の改定の議論がされるようです。光市の場合、策定の期間を7年と決めていましたので、そろそろ改定しようかなというお話だろうと思います。併せて、人権に関する市民意識調査をこの会議で議論されるようです。

内容を事前に見させていただいたんですが、県が実施した意識調査と中身は一緒です。ですから、県民が市民に変わったぐらいのもので、光市も当然意識調査しましたから、この時点であらためて調査しようかという議論なので、これはこれでやられたらいいのですが……。

県の場合、一つは「指針」の策定期間を設けていないということ。それから二つ目は意識調査については今のところやる予定はないんだろうなというふうに思います。

先ほど言いましたように、県政世論調査の中にすべり込ませてやればいいのかと私も思います。あえて、例えば、前の調査に基づいてその後どうなったか、県民意識調査としてもさほどやる意味はあるのかなと思います。

この点については、知事から諮問があったり、審議会として意見を出すべきじゃないかということになれば、それはやられたらいいかなと。

2点について県内の状況です。そのほかにもありますけど、今日は時間の関係でそれだけです。

議長 ありがとうございます。大変貴重な情報を2点御教示いただきました。事務局でも把握しておられるかもしれませんが、是非、今後の参考にさせていただければと思います。

人権対策室長 岩国市の「指針」の件でございます。事務局でしっかり勉強していきます。2点目は、光市の関係で意識調査、これは県が平成20年に「指針」の改定をにらみながら意識調査を行っています。現時点で毎年の把握は「指針」の周知等々を県政世論調査でやっておりますので、現時点、今後、意識調査をどうするかという具体的な検討は行っておりません。以上でございます。

議長 ありがとうございます。貴重な意見を様々いただきました。是非参考にさせていただきたいと思います。次に議題4にいきたいと思いますが、事務局の方から何かあればお願いしたいと思います。議題4その他ということで。

人権対策室次長 それでは、議題4のその他ですが、1点ほどお知らせをさせていただきます。配布資料一覧の9番になりますが、カラー刷りのチラシを1枚ほど入れさせていただいております。黄色がメインになっているチラシです。

県では、広く県民の参加を求め、様々な人権問題を考える機会としていただくため、毎年、「人権ふれあいフェスティバル」を開催しております。今年は、来月、8月29日、土曜日ですが、下関市の菊川町、「菊川ふれあい会館」（アブニール菊川）において開催することとしております。

当日は脚本家の福田靖さん、今映画の「HERO」というのが、先週の土曜日、18日から公開されています。その脚本家の福田靖さんの講演や、MIKKOさん、FM山口とかでパーソナリティで出られています、MIKKOさんによるコンサートなど、多彩な行事を用意するよう、準備を今進めている最中です。

委員の皆様方にも既にご案内を申し上げているところですが、御都合が付きますれば、お忙しいかは存じますが、御参加いただきますようお願いしまして、事務局からのお知らせをさせていただきます。以上です。

議長 ありがとうございます。「人権ふれあいフェスティバル」について御案内がありました、何かこの件につきましても御意見なり何か感想でもあれば、特にありませんでしょうか。

この件につきましても是非、皆様委員の方々と、周りの方々に声をかけていただき、周知していただいて一人でも多くの方が、こういう行事に参加していただくと、良いだろうなというふうに思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

また、事務局の方でも広報していただきたいと思います。

人権対策 会長、1点ほど。
室長

議長 はい、どうぞ。

人権対策 先ほどの人権に関する県民意識調査についての補足をさせていただきます。
室長 「人権推進指針」の46ページ、「審議会の審議経過等」というのがございます。平成20年の第5回審議会におきまして、「人権に関する県民意識調査の実施」というのをやっております。

意識調査等を実施する場合は、本審議会にお諮りして実施等も検討して参りたい。実施する場合はお諮りしたいと考えています。以上でございます。

議長 ありがとうございます。平成20年にそういう県民意識調査ということを実施しておりますが、今後また、そういう意識調査をする時には、委員の方々の意見も伺い、より効果的な調査の実施に向けて、対応していかれるということですが、何か意識調査について御意見ありますでしょうか。

特になければ、その方向で進めさせていただきたいというふうに思います。その他に何か。

どうぞ、今村委員さん。

今村委員 議題3の時に言うべきだったんですが……。申し訳ございません。
「人権推進指針」を今回改訂ということで、新たに変わるわけですか、これは。
今までだと、平成19年6月に一部改正、その後に24年3月に改正ということで、今話し合ったものを、今度この冊子として新たに……。

人権対策 今、一番後ろからめくっていただきまして、「山口県人権推進指針」という
室次長 ところで、「発行」というところがあります。24年3月の改定の後ろに「第
2刷」というふうに書いております。本日お諮りしました、追加掲載とかの関係は、「第3刷」を刷る時に改めさせていただきたいと思います。
実は、第2刷の冊子がまだかなり残っておりますので、やはりこれはこれで全部使い切り、色々な研修とかで資料として使ってまいりまして、それが無くなりまして、大体今年度ぐらいで無くなりますので、第3刷は、無くなった後ですね。
(第3刷を)刷る時に本日お諮りしたものを入れさせていただきたいというふうに考えております。

今村委員 分かりました。
先ほどもやはり、配布などの時に、平成24年に改訂があった後、バサッと。改訂があった時に一気に。やっぱり広報のチャンスだと思いますのと、先ほど、媒体の分でもやっぱり、一番高かったのが広報誌とかなので、今回改正されるに当たって、それをうまく利用して一気に。
毎年配られるものでもない……。改訂の時に、非常にはっきりインパクト強く広報していくというのは、非常に大事なことではないかと思います。
もし、まだ2刷がたくさんあるようでしたら、新しいものは、より新しい情報として、なるべく早く。来年の4月にやるんだったら、残り半年で2刷がしつかり有効に活かせるような方法を考えていただけたらと思います。

人権対策 ありがとうございます。その方向で頑張ってお参りたいと思いますので、よ
室次長 ろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
貴重な御意見をいただきまして、事務局の方も、できるだけ最新版を配布できるのが僕は一番良いと思いますので、2刷の方を是非有効に活用いただくと、3刷の方が、より配るのであれば良いかなと思いますので、是非余っている方を有効に活用いただくような何か工夫を色々企画をしていただけるといいのではないかと感想を持ちました。
時間も迫っておりますが、その他に何か御意見がありましたら。

よろしいでしょうか。特にご意見が無いようでしたら、質疑も出尽くしたようなので、本日の会議を終了したいと思います。

委員の皆様には議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。こういうことに不慣れで非常に緊張しておりましたが、皆様の御協力でスムーズに終わることができました。心より感謝を申し上げます。

それでは事務局にお返しします。

環境生活 それでは、私の方から、御礼とそして1点ほど紹介をさせていただきたいと
部長 思います。

本日は高田会長さん、そして委員の皆様大変ありがとうございました。大変貴重な御意見あるいは御提言をいただきまして、県としましては、これらも踏まえまして、県の「人権推進指針」に基づきまして、引き続き努力して参りたいと思います。どうか更なる御指導、御支援をよろしくお願いしたいと思えます。

それはそれとして、1点紹介でございます。

残り1週間を切りました「世界スカウトジャンボリー」が、7月28日から12日間、きらら浜を中心として開かれます。これぞ、国籍や民族が違う162の国々から約3万人のボーイスカウトがやってまいります。

これは、私の感想、思いでもあるんですが、彼らがこのイベントを終わった後、国に帰って、大人になって、振り返ってアジアに日本という国があって、山口県という大変田舎の所でキャンプをしたんだよ、そんなことが語り継がれるといいなと思っております。

そのためには、やはり我々県民がボーイスカウトをおもてなしする、そういう気持ちで帰っていただくというのが、まず大事だと思いますので、みなさんの御協力をお願いしたい。

それと同時に、我々県民が国際交流をするという一環としまして、「山口ジャンボリーフェスタ」が開かれます。7月30日から8月6日、8月2日はお休みとさせていただいておりますけど、色々国際交流のイベントもございます。

色々な民族の人、色々な文化の人、色々な考え方の違う人、そういうことも知っていく、これもまた、人権尊重の一環かなと思っております。どうかよろしくお願いしたいと思えます。

本日は、本当にありがとうございました。

